

羽生市スポーツ推進審議会設置条例

(設置)

**第1条** スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、羽生市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、法第35条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議する。

- (1) 法第10条第1項の規定により策定するスポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備又は使用に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ団体の育成に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) スポーツによる事故防止に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

**第3条** 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市内スポーツ団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

(任期)

**第4条** 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号の委員は、その職を辞したときは、委員の職を失う。

(会長等)

**第5条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。